

第159回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(令和3年2月24日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（10名）

小林知子、讃岐英夫、猿沢美鈴、張漢賢、門脇佳恵、遠藤緑、西川文雄、西川憲雄、
小椋正和、辻富美子（途中出席）

2. 欠席者（6名）

小椋弘佳、稲田千明、福山敬、杉川一二美、黒田敏弘、吉田英人

3. 説明のため出席した者

県土整備部 河田次長、技術企画課 前田課長

西部総合事務所生活環境局建築住宅課 相野課長、鍛冶谷係長、
環境・循環推進課 居藏係長

4. 傍聴者

1名

5. 事務局

技術企画課 小畑係長、角田土木技師、村上土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：令和3年2月24日（水） 午後2時から午後3時まで

場 所：鳥取県立図書館 2階大研修室（鳥取市尚徳町101）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案1 米子境港都市計画域内の特殊建築物の位置の承認

（3）閉会

8. 会議議事

14:00 開会

(小畑係長) 定刻となりましたのでただいまから、第159回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日もご出席いただいております、委員の皆様の出席者数でございますが、9名ということで全員16名の2分の1以上の出席となっており、当審議会が成立していることをご報告いたします。

初めに、本日までの間に、委員の方に異動がございました。これから新任の委員の方々のお名前をお呼びいたしますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いします。

まず、この度ご就任頂きました学識委員である1号委員、門脇佳恵様でございます。

(門脇委員) はじめまして、社会福祉士の門脇佳恵と申します。

私の所属は、鳥取県済生会境港総合病院で、医療ソーシャルワーカーをして、患者様の相談に乗っております。皆様どうぞよろしく願いいたします。

(小畑係長) ありがとうございました。

同じく、このたびご就任いただきました学識委員である1号委員、遠藤緑様でございます。

(遠藤委員) 皆様こんにちは、遠藤緑と申します。

所属は鳥取短期大学でございます。交流ですとか、英語、国際関係のことを教えさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

(小畑係長) ありがとうございました。

最後に、このたびご就任いただきました市町村議会の代表である4号委員、琴浦町議会議長の小椋正和様でございます。

(小椋正和委員) 皆様こんにちは。鳥取県の町村議会の議長会の代表といたしまして、皆様のお仲間にならせていただきました琴浦町議長の小椋でございます。今後ともよろしく願い申し上げます。

(小畑係長) ありがとうございました。

続きまして、本日は傍聴に来られた方がおられますが、傍聴要領を定めておりますので、ご一読いただき、ご対応のほどよろしくお願い致します。

それでは審議に先立ちまして鳥取県県土整備部次長の河田が、ご挨拶申し上げます。

(河田次長) 委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度第2回目の審議会ということでございます。今、コロナ禍の中で全国的にも年末から年始にかけて、第三波ということで感染者がかなり多く増えてきたところでございま

す。

首都圏等を中心に、今、緊急事態宣言が出されている中ではございますけれども、県内ではある程度感染は抑えられて、現状維持をずっと続けているというような状況でございます。これも皆様方の、日頃の感染対策の協力によるものだと考えているところでございます。

先週から、ワクチン接種が国内でも始まってまいりました。これらの収束に向けてある程度明るい話題ではございますけれども、まだまだ、これから感染防止に対して、皆さんももう一つ、気を引き締めて実施いただければというふうに思っております。

それから、県内の今の道路の状況でございます。先週の2月16日に、これは米子市になりますけれども、都市計画道路の葭津和田町線、この道路が開通いたしました。この道路は国道431号と県道の米子境港線、これは弓ヶ浜半島の肋骨を形成する道路、肋骨道路ということで、開通させていただいたものでございます。通学路の安全確保、JR境線の踏切対策、或いは和田浜工業団地へのアクセス、それから国道の渋滞緩和といったところで期待がされている道路でございます。

それから、米子市の都市計画道路でございます。市道安倍三柳線。これが今週の土曜日2月21日に開通するという予定になってございます。

それから、今シーズンで我々が心配していました雪の関係です。一昨年、昨年度と雪のないシーズンがございましたけれども、今シーズンはある程度雪が降りました。寒い日もございました。除雪にあたって、大分心配はしたんですけども、ある程度雪もドカ雪にはならず、スムーズに対応できているというふうに考えているところでございます。

それから先週末、2月には珍しく最高気温20度を超えるといったような、これも地球規模の気象変動によるものだと思いますけれども、委員の皆さんも、体調管理の方には十分気をつけていただきたいというふうに思っております。

本日の審議会、議案が1件でございます。米子境港都市計画区域内の特殊建設物に関するものでございます。委員の皆さんから忌憚のない意見をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(小畑係長) ここで、本日の審議会に先立ちまして、ご報告がござひます。

本日、福山会長が所用により欠席されております。皆様のお手元に鳥取県都市計画審議会条例をお配りしておりますけれども、その紙の中の赤囲いの部分をご覧ください。鳥取県都市計画審議会条例第5条第3項の規定、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」に従ひまして、本日の審議会は、福山会長が指名されました、張(ちゃん)委員が会長を代理されます。

それでは、張委員におかれましては、会長席へご移動をお願いします。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

資料は5種類ありまして、まず、次第、次に、委員名簿、配席表、議事概要、最後に右肩に資料1とありますA4カラーの資料になります。資料の不足や印刷が不明瞭なものがありましたらお声掛けください。

それでは、会議を進めさせていただきます。議長の張会長代理、進行のほどよろしくお願ひいたします。

(張会長代理) それでは、議事に従いまして会議を進めさせていただきます。

今回の審議会は、事前に開催通知にてお知らせしておりますとおり、「米子境港都市計画区域内の特殊建築物の位置の承認」について、ご審議いただきます。審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員に讃岐英夫委員と西川文雄委員をご指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の「米子境港都市計画区域内の特殊建築物の位置の承認」について事務局から説明をお願いします。

(相野課長) 本日はお集まりいただきましてありがとうございます。西部総合事務所建築住宅課の相野といいます。お配りさせていただいてます資料1に沿って順次説明させていただこうと思います。

[2 ページ目] 議案の概要ということでございますが、境港市潮見町の産業廃棄物処理場、三光の潮見工場、現在稼働中でございます。これの敷地を拡張しまして、第2焼却炉、これを増設していきたいと。そのことが建築基準法第51条の規定に基づきまして、産業廃棄物の中間処理、今回焼却なんですけど、その処理施設の敷地の位置についてご審議をいただくということでございます。

まず、建築基準法51条がここに書いてございまして、都市計画区域内においては、卸売市場その他政令で定める処理施設、今回のような産業廃棄物処理施設、一般廃棄物の処理施設等については、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならない。これがまずあります。

それで、公共が行うもの。近くですと卸売市場のようなものは都市計画決定していくんですけども、今回のような民間の三光が行うものですので、その下のただし書きのところ、特定行政庁が都道府県、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障ないと認めて許可した場合。今回これをさせていただくということでございます。

それで、もう一つ政令で定める規模。焼却ですと6トンとか、それから一旦許可したものを1.5倍以内で増設する。こういう時は新たな許可が要らないんですけど、今回は倍増でございますので、新たな許可が要するというところでございます。

都市計画審議会では基本的には位置の妥当性をご審議いただくということでございまして、建築基準法の許可とあわせて同時で、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設の許可というのも動いております。そちらの方で、生活環境影響調査、大気質、振動騒音、水質、悪臭、ダイオキシン類などを調査されまして、現地も調査した上で、そちらも許可される。51条と産廃の許可をあわせて行うというふうな、同時並行で行っていくということになってございます。

産業廃棄物は県の都計審なんですけど、今回焼くのに一般廃棄物も若干焼かれますんで、その一般廃棄物については境港市都市計画審議会、これが2月19日に行われておりまして、2月22日付で承認をいただいたところでございます。

その境での承認理由のところでございますが、この焼却施設の場所っていうのが一番、境の居住地から遠く離れていいところだと。それと、産業廃棄物処理施設が、将来にわたって安定して継続していくことであるとか、災害の時の廃棄物、もし災害が起こった時にいっぱい、早く焼かなきゃいけないってことがあると、そういうことに備えるために必要な施設であるというようなことを言っていたいております。

[3 ページ目] この潮見工場っていうのは、この昭和町の干拓地の一番先っぽで、一番新しい干拓地でございます、この場所になります。このブルーのところは工業専用地域でございます。

卸売市場があるところの、この紫のところは準工業地域でございます。

大動脈の国道 431 号から、この臨港道路とか、県道、市道を経て当該地に搬出入されるものがございます。

[4 ページ目] このブルーで囲ったところが現在の敷地でございます、焼却施設はこちらの部分になりますんで、平成 14 年にこれを建設した後に、グループ企業である、ウエストバイオマスというところで、その当時はグループ企業で別会社でしたけど、汚泥の施設を作っております。現在は同じ会社に吸収合併されております。

この焼却量とほぼ同様の大きさのものをこちらに立てて、併せて全体を管理する管理棟というのを建てていくというふうなことでございます。

建設予定地の方は、現在は臨港の緑地でございます。この臨港上の緑地を、国の審議会等を終えて、売買できる用地にこれから変えていくと。もう、申し込みの売買申し込みの手続きがされているというふうなところでございます。

[7 ページ目] 現在の焼却施設と、ウエストバイオマス施設。この現在の焼却施設は建築物とした 14 棟で延べ面積 4,268 m²の建築物がございます。ウエストバイオマスの方は 4 棟で 3,528 m²の建築物がございます。今回計画する管理棟が 1 棟で 319 m²、廃棄物処理施設は 6 棟で合わせて 3,317 m²ほどの建築物が予定されてございます。

建築物は、この赤く囲ったところでございまして、6 棟で貯留タンクとかピストン炉といったもの建物ではない工作物になってございます。

[9 ページ目] 今までの許認可、一番最初に許可されたのが平成 13 年でございます。ここには汚泥と書いてありますけど、産廃の焼却施設でございます。

2 番目が平成 23 年に、ウエストバイオマスが汚泥の乾燥焼却施設ということで、許可されてございます。

25 年に①の焼却施設の中で、低濃度 PCB の処理物、汚染物を焼きたいということで許可が出ております。

4 番目で③で許可したものの 1.5 倍以上のものを焼きたいということで許可が出ております。

今回は、5 回目の許可になります。

一番下のところ、既設が基本的には 93.6 トンのものを、今回 187.2 トンまで、約二倍に増やしていきたいということでございます。

[10 ページ目] 昭和町の干拓地とその突端の潮見町、ここは全部、工業専用地域でございます。工業のための地域でございます。

[11 ページ目] 用途規制の中で工業地域について、一番下のところで、市場等は都市計画決定または 51 条の許可が必要になるという用途規制の図でございます。

(居蔵係長) ここから先は、廃棄物の観点からの手続き状況について説明させていただきます。私、鳥取県西部総合事務所生活環境局で、廃棄物の担当しております居蔵と申します。

[12 ページ目] まず、関係者に対する説明の実施状況でございます。二つ掲げてありますが、令和元年 12 月 24 日に、境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会という、これは法定外の組織となりますが、これは地元の環境保全協定のために設立された協議会でございます。そちら

の方に計画を説明して承認を受けておられます。

また、令和2年7月3日に、周辺の事業者向け説明会を開催しております。こちらは、下の方に記載があります、鳥取県独自の条例に基づく説明を実施しております。その中でも、特に意見というものはないということになります。

先ほどご紹介した条例です。鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防調整等に関する条例というものが鳥取県で定められています。この条例は、廃棄物処理施設の設置の前に、あらかじめ事業者が事業計画を公表することと関係住民等に対する説明会の開催を義務づけるという趣旨の条例でございます。その中で、合意を目指して、手続きを進めていくということで、そういった手続きの流れを定めた条例でございます。

こちらの対象施設ですけれども、一定能力規模以上の焼却施設が対象になりますので、今回三光さんの焼却施設はこの条例の対象になったということになります。

また説明会を開催する必要がある関係住民等についてですけれども、基本的には敷地境界から200メートル以内の区域の居住者、住民の方、それ以外にも事業所、自治会、区域内で農業、林業、漁業を営むものが関係住民等としてあげられています。

[13 ページ目] 最初にご説明いたしました、境港産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会についてご説明いたします。

こちらは、今ある施設、潮見工場の第1焼却炉の設立にあたって、設置された協議会でございます。構成メンバーとしては、記載の通り行政として境港市、松江市、境港管理組合、鳥取県西部総合事務所が参加しております。住民としては、施設の対岸にある島根県松江市の美保関町福浦区、最も近い自治会が住民として参加しています。また、漁業団体として、境港水産振興協会、漁協、漁協のさらに島根の美保関支所が参加しております。

令和元年12月24日、承認を終えた協議会の中でどんな意見が出たかというのを、表にまとめております。意見としては、漁協の方からは、新工場に期待する声が上がりました。

一方で進入路に対して、三光というより境港市に、もうちょっと充実したものを、道路を作りたいということと、建設予定地の緑地についてはどうなっているんだということで質問がありました。

それに対する回答で、境港市については、今後も気をつけて注視していきたいという内容と、緑地に関することについては、境港管理組合から、緑地を全部なくすということではなくて、残していきたいということで、回答がありました。

また、境港水産振興協会からは、周辺には冷蔵庫等があるので、産廃関係の車両がひっくり返ったときの影響が心配だというような声がありましたが、三光の回答としては、きちんと対策をとっていますので、大丈夫ですというような回答がありました。

[14 ページ目] 次に、条例に基づく説明対象事業所を、ここに記載があります敷地境界から200m以内にある事業所ということで、大分、埋め立て地の先端の方にありますので、4社だけということになっています。山陰冷蔵の昭和町工場、池商倉庫、遠藤通船の倉庫、サンライズさんこう、これは三光の関連会社でございます。

説明会については、7月の6日から10日にかけて、4事業者へ個別訪問をされ、事業計画の概要やスケジュールの予定等、案内と説明を行われています。

7月3日の説明会に関しては、4事業者中1事業者、これはサンライズさんこうだけが、説明会に出席し、特に意見はないということ。残り3事業者についても、後から意見書の提

出等はありませんでした。

[15 ページ目] ここからは、廃棄物条例と、法令に関する手続きの流れ、状況をご説明します。

まず、前提として法定外の手続きで、協議会で承認を得たという後に、県の条例に基づく合意形成手続きが行われています。

令和2年3月19日に、事業計画書、設置計画書の提出がありました。その後、7月6日から8月18日にかけて、事業計画書を公告・縦覧ということで広く公開をした上で、住民説明会ということで先ほど説明した内容の説明を行っておられます。

その後、意見書の提出があれば、事業者の方から、見解書の提示ということで、やりとりするんですけども、今回に関しては意見書の提出はありませんでした。

これらの結果を踏まえて、実施状況報告書というものが、事業者から県に、8月19日に提出されました。特に意見がないということでしたので、周辺住民等との合意は成立したものとして9月15日に、県の方から事業者に対して合意成立の通知を行い、周辺事業者等についてもそういったものを合意したという旨を公表しております。

[16 ページ目] この県の条例の手続きが終了後に、実際の廃棄物処理法に基づく設置許可、申請の手続きが行われています。

設置許可申請が提出されましたのが、10月30日です。この設置許可申請の中には、施設の計画、維持管理等の計画を記載しておりまして、生活環境影響調査書が添付されております。こちらの申請書についても、1ヶ月間、告示・縦覧ということで、公表がされております。

それと同時並行で、関係市町村の境港市に事業計画について意見照会をしているのと、利害関係者、住民等から意見書の提出がある場合はそういったものを受け付けるということで体制を整えております。

また、法令に基づいて、専門的知識を有する者の意見聴取を行って、事業計画が生活環境保全上、支障がないかどうかというのを、主に大学の先生から意見聴取をして、いずれも意見の聴取の結果については、問題がないということで聞き取っております。

現在は県の最終的な審査の段階でありまして、特に問題がなければ、施設の設置許可が出されるという流れになっております。

(相野課長)

[17 ページ目] これまでの流れというのを一覧にしてございます。説明したことと重複しますがけれども、令和2年3月に事業計画書が提出されて、9月15日に事業関係住民等との合意形成に至ったと。

令和2年10月に、建築許可51条許可に伴う事前協議会を管理、境港管理組合、消防等と行いまして特に意見はなかったと。

それで令和2年10月30日に、産廃の設置許可申請が提出され、11月20日には51条の許可申請書が提出されまして、年が改まって令和3年2月19日に境港市の都計審で承認がされまして、2月24日の本日は、県の都計審でございます。

この後、県の都計審で承認いただきました後に、51条の許可、それと産廃の許可を並行して出していくという形になっております。建設までには、開発許可とか景観法の届け出、それから、建築確認申請、その確認をされた上で建築されていく予定になってございます。

以上、ざっくばらんではございましたが、説明させていただきました。

(張会長代理) 只今の事務局の説明について、質疑や御意見がございましたら御発言願います。

(西川憲雄委員) この審議案件が、問題があるということではないんですが、私は基本的にはよろしいと思うんですけど、ちょっと心配する部分がありまして。実はここにも書いてありますけれども、平成23年に私、この審議会を受けたときに、この境港の三光。そして、隣にクルーズ船の埠頭を増設するという議案で、お伺いしたことがありました。

何が言いたいかって言うと、この三光の前を、クルーズ船が入ってくるわけです。そうすると、景観がどうなのかなと、この審議会の中で言えるかどうか、私はよくわからないんですけども、当時お伺いしたときも、埠頭予定地に木材なんか積んであった時に、やはりこういうのは景観が良くないんで、対応をお願いしますっていうお話も、ありましてね。そこら辺の、海の方から見たときのこの工場が、どういう形かなと。鳥取県もインバウンドを一生懸命やっていますんで、できれば景観に配慮できる部分が、もし要請できればいかがかなということと、もう1点は施設が大きくなるとストックヤードが、どうしても必要になるんで、においの面、前回もお伺いしたとか、そんなに大きなにおいではなかったんですけど、どうしてもやっぱり出ますんで、そのクルーズ船との近場で稼働されるということになると、そこら辺の心配は、地元の、境港市が考えられるんだろうけども、この2点はいかがでしょう。審議対象になるのかならないのかも含めて。

(相野課長) 2点いただきまして景観的な方でございますが、新しく計画されてる建物を一番高いものは31メートルほどございます。それと、煙突も高いものが13メートルを超えるものがございまして、景観の届出の対象になって参ります。景観の届出となっていくと、基本的に彩度を抑える。そういうふうな話が出てきます。

今現在の潮見工場とバイオマスを南側から見た写真がこれになるとと思いますが、基本的には彩度の低いものというかたちになると考えております。

(居蔵係長) 悪臭に関してですけども、現在の潮見工場もなんですけども、一番臭いが出ると思われる廃棄物のピット、ゴミがいろんなものが入ってくるピットの悪臭に関しては、そのところの空気を、焼却炉内に導入するような形で、ゴミと一緒に燃焼分解させてしまうというような形式をとっておりますので、基本的にはすごい悪臭というのは発生しないということで生活環境影響調査にも、そういった評価がされてますし、年に1回、悪臭の測定をするということになってますので、そちらの方で確認をできると思います。以上です。

(西川憲雄委員) ありがとうございます。

環境の方は、規制対象というか、その審議対象になるということでは分かりましたけども、私が言ってるのは、クルーズ船っていうのはその審議対象の内容とはまた別の、視点の分野があると思うんですよ。ですから、そんな費用をかけることを目的とするわけじゃないんですけど、どっかにもありましたように植栽をして、目隠にするとか、方法はあると思うんでね。できるだけクルーズ船に対しての配慮があったらいいかなと思いました。

それから、臭いの方も、今の施設は大丈夫なんですけども、焼却するまでのストックヤードが露天であれば、多少心配かなという面だけです。以上で終わります。

(猿沢委員) 新しく追加する敷地っていうのが公園になってますけれども、公園全体ではなくてその一部といいますか半分以上といいますか、なってるんですけれども、そうなると、敷地の位置図を見ると、駐車場にはもう入れないのかなあという印象がありまして、例えば、緑地公園としての、一般の人が入れるっていうのは、なくなってしまうのでしょうか。

(相野課長) 今現在ここに道路が作ってあって、公園に入っていきますけど、この道路は敷地に取り込んでしまいますもんで、今度この外側に新たな道路を、管理組合が作っていかれます。奥の方は引き続き公園として、残っていくという形でございます。

(猿沢委員) わかりました。境港に行った時には、ここにもよく行きまして、散歩したりとか、釣りをしてる人が結構いたりして、そういう風景をよく見てたので、今後は、その辺がどうなるのかなと思って聞いてみました。ありがとうございます、わかりました。

(門脇委員) 質問というかちょっと現地に行ってみた感想なんですけれども、私は境港に本当にこの今度の予定地の工業用地と住宅用地の、本当のぎりぎりの境目のところに住んでいるんですけれども、実際この地図だと、来られた方はちょっとイメージがつかないのかなあと思って、この資料を読んでおりました。

それで今週、とても天気がいいので、お休みの日に久しぶりに、この潮見町、子供のマラソンの時ぐらいしかなかったんですけど、行ってみたらやはり、かなり、この地図で言うと境港の住宅側、反対の西側の方に行くのと同じぐらいの車の距離がありまして、ちょっと歩いていくには本当に難しいような距離でございます。

臭いの方は、全く、私たちが子供のころと違って、産廃の臭いっていうのは住民で、近くの方と自治会と話が出たことっていうのは、特にないものですから、臭いの問題も協議されてたんだなっていうのは、今日改めて思いました。

先ほどの公園、とても綺麗な公園なんですけれども、朝行ったもんですから、子供というよりも、大人の釣り客の方が20人以上、本当に常連さん的な方が、おられまして、道路がどうなるのかなと思って見に行きましたら、この海岸沿いのところの防波堤がやはり新しいところなので、本当に普通乗用車でも、大きな車でも通れるぐらいの幅があるので、ここがまた変わるんだなって、先ほど聞いて思いました。

ただ、防波堤の上なので、そこのちょっと内側に入ったところが道路になるのかなと思いつながら、ちょっと見ております。防波堤は防波堤でやっぱり、コンクリなので、その内側のところと、この航空写真だと小さなトイレがあるんですけども、綺麗に管理されていて、今まで通り公園も潮見町の眺めの良いところができるのかなあと思っております。

クルーズ船は、患者さんたちもお仕事関係で、派遣の方も仕事があつてすごいいい時代が、2年前までであったんですけども。休業、今ちょっと仕事がないんですが、また今年からクルーズ船が再開するっていう話も出てたので、その景観に関しては、どうなんだろうって思ってたんですけど、やはりこの潮見町ってすごい突端ですので、景観的に遠くからこの、この下の方のちょっとぽこっと出たところぐらいが、いろんな方が来るところなんですから、けど、そこから見るともう本当に、先長のところはちっちゃくて、あんまり遠すぎて見れないっていう。目の良い方で

あれば、よく見えるんでしょうけど私ぐらいになるとちょっとあんまりよく見えないなっていうところがありますのと、あとクルーズ船がとても大きくて、多分、境港市内の建物よりも高いんじゃないかなっていう大型が今、来ておりましたので、景観もちょっと、何か隠すだったりとか何か工夫があって、このまま予定通り建っていただけるとありがたいなとは思いました。以上、ほとんど感想です。

(居藏係長) 事務局から一つちょっと訂正がありまして。先ほど私の方から悪臭測定について年1回行うというふうにご説明いたしましたが、実際には、毎日保守点検の一環として、臭気チェックをするということで、その結果異常が見られたときに悪臭物質の測定を行うということでしたので訂正させていただきます。以上です。

(張会長代理) ありがとうございます。私の方から2点ぐらいよろしいでしょうか。

1つ目ですね。今回のこの増設について、大分処理する能力を上げているっていうことで、それに伴う機械の増設など機能も追加するというので、先ほどのご説明にあったような、規模の建物となっていると思うんですけども。

この土地利用の今後のことについてですけども、例えば老朽化したりするとか、今も大事な緑地を一部利用されるということで、今後のことについて実際、今回のこの増設、どのような位置付けとなっている、将来的に例えば他の緑地もなくなるとか。

その辺1点と、もう1点は環境アセスメントのご説明、今回この会議ではスライドの10枚目の方で、説明を割愛している環境影響評価っていうのがありますけれども、この詳しく説明って、どのへんの段階で評価されて、今回のこの土地利用については、もう影響が出ないというようなことで認識するものとして、よろしいでしょうか。この2点です。

(相野課長) 最初の方の将来像なりというところでございますが、平成14年に93.6トンという能力で最初始めさせていただいて、産業廃棄物の処理量というのが年々増加してきていると。大分満タンに近くなってきたっていうふうな現状。まだ満タンではないですけど、大分キャパのところまできたと。

それで、耐用年数は大体20年と言われていまして、ただそれはメンテしなかったらということで、きちんと定期点検メンテナンス、部品交換なりやっていけば40年程度は使えるようでございます。定期点検でもメンテナンスでも、止めなければできませんので、更新もそうですけど、そうしたときに受け入れができなくなるということでは困るので、今のうちに余裕分として、建てておきたいと。それで今の炉を休ませながら使えば、その長寿命化もできると。将来的に、片方ずつでも更新ができていくっていうふうな、計画でございます。

ですので、今のところ、これ以上多くの緑地を取りつぶしていくっていうふうなことは聞いていないところでございます。

(居藏係長) 環境アセスメント、廃棄物の関係では、生活環境影響調査ということで、人間の生活に関係するような項目だけを調査するというようになっておりますが、こちらに関してはまず県の条例の手続きの書類として添付が求められています。まずそこで県のチェックが入っているということと、実際の許可申請の方も、こちらの書類が添付されています。県がまた審査をする

ということと、各大学の分野の先生に、内容をご確認いただいて問題がないということ、チェックをさせていただいております。

実際に行った項目としては、まず、大気質。煙突から出てくる煙に関して。悪臭物質。それと騒音と振動。こちらに関しては、施設周辺のものとは搬入道路に関するもの、それぞれ評価をしております。

その他にも水質と地下水についても、法令上、チェックをする項目として挙がってるんですけども、今回三光の施設で、汚染水に関しては、焼却炉内に吹き付け冷却水等として使うということで場外には出ないということで評価対象外としておりますし、地下水に関しては、地下に浸透するような施設ではないということで評価の対象外としております。

こういった説明でよろしいでしょうか。

(相野課長) 交通量について、一つ言わせていただきますと、産廃処理施設なので朝、収集運搬に出て、昼以降帰ってくる、1台が1往復するもので、現在10台で20往復程度。新しい施設ができるとそれに、10台増えて20往復程度が増える。40回通行ぐらいになるという予測でございます。

その量というのはどういう量かっていうと、国道431号ということで言うと、毎日1万7000台ぐらいの交通量があるようでございますので、ほんの0.2%程度。ただ、国道431号から入り込んで、臨港とか県道とか、市道、ここら辺になってくると、もう産廃処理施設に行く人か釣りとかというふうなことでございますが、1台の運搬車が何回も1日に出入りするということではございませんので、量としては知れた量だと思われま。

(張会長代理) ありがとうございます。その他、ご質疑ご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他に、もしご意見がないようでしたら、本案は原案通り可決決定いたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、進行を事務局にお返しします。お願いします。

(小畑係長) それでは、今後の予定について、説明申し上げます。

まず、本日、御審議頂きました議案、米子境港都市計画区域内の特殊建築物の位置の承認について、原案通り可決いただきましたので、今後の事務手続きとしまして、すみやかに建築許可を行う予定です。

次回、第160回都市計画審議会につきましては、5月から6月ごろの開催を予定しております。改めてご案内差し上げますので、御多用中とは思いますが、御出席たまわりますようお願いいたします。

それでは、これもちまして、第159回鳥取県都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。